

豊岡市立の学校施設整備のあり方について

答 申 書

平成 28 年 1 月

豊岡市学校整備審議会

## 1 はじめに

豊岡市学校整備審議会では、平成27年7月23日に、豊岡市教育委員会から豊岡市立の学校施設整備のあり方について諮問を受け（付属資料1参照）、学校施設や学校規模の現状確認及び課題の洗い出しを踏まえながら、延べ6回の審議を行いました。

平成27年4月現在、豊岡市には広範な市域に小学校29校と中学校9校、合計38校が散在しており、その学校施設については、校舎・体育館で改修の検討が必要とされる建築後25年を経過した施設が71棟あり、そのうち40年を経過した施設が19棟、50年を経過した施設が8棟あるなど、経年による老朽化が進んでいます。（付属資料2参照）

また、児童生徒数については、前回学校施設整備計画策定時の平成18年度には8,097人であったものが、平成27年度には6,733人、10年後の平成37年度には5,659人と見込まれるなど、児童生徒数の減少がさらに進行すると推測しています。（付属資料2参照）

審議会では、学校施設の老朽化と児童生徒数の減少という学校を取り巻く現状や課題、老朽化施設整備に対する国の動きも踏まえ、安全安心な教育環境と教育の質的向上に配慮した整備を前提としながら、市の財政負担や地域特性も考慮した持続可能な学校整備となるよう検討を行いました。

なお、検討にあたっては、倉庫や部室等の附属建物を含めた学校施設の全348棟を集計することは非常に複雑になるため、全ての小中学校の校舎・体育館100棟について検討を行いました。

また、幼稚園施設については、施設規模等その特徴は小中学校と異なるため、別途機会の検討に委ねることとしました。

本答申を基に、豊岡市の未来を担う子どもたちのために、市民や関係団体の理解と協力を得て、今後の学校教育環境の計画的な整備を図られることを期待します。

## 2 答 申

### (1) 施設の老朽化対策の内容と時期

改築までの目標使用年数とそれまでに実施する老朽化対策の時期は、次の考え方を基本とする。

#### ①鉄筋コンクリート造 (R)

・長寿命化改修を実施し、80年改築を基本とする。

※建築後30年程度で大規模改造、建築後50年程度で長寿命化改修、  
建築後80年程度で改築とする。

#### ②木造 (W)・鉄骨造 (S)

・長寿命化改修に適さない施設とし、60年改築を基本とする。

※建築後30年程度で大規模改造、建築後60年程度で改築とする。

[注] 1) 大規模改造：外装・内装等改修、トイレ改修 など

長寿命化改修：コンクリート中性化対策など構造体にかかる改修、機能向上 など  
改築：建て替え

2) 実施時期については、建築後経過年数だけでなく、事前の調査等による現状把握を踏まえ、一定の目安となる時期として設定している。

3) 各目標年数までは、必要に応じて維持管理的修繕を行うものとする。

### 【考え方】

従来、国における学校施設整備の考え方は、不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全」や建築後平均42年程度での「改築」が中心でしたが、国・地方とも厳しい財政状況のもと多くの老朽化施設を抱え、その方針は「長寿命化改修」へ転換し、建て替えサイクルの延長による施設整備に重点を移しています。

このため、豊岡市においても「大規模改造」、「長寿命化改修」、「改築」の区分を基本とした長寿命化改修の手法を取り入れるべきと考えます。

整備にあたっては、整備費用の縮減を考慮し、施設の不具合を未然に防止する「予防保全」の手法の導入に加え、建築時の状態に戻すだけでなく、時代のニーズに対応した施設となるような整備を実施することも必要であると考えます。

なお、平成37年度までの10年間に多くの対象施設が集中するため、事業量や事業費の削減についても考慮する必要があります。このため、現在整備が進んでいる屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策完了後の平成30年度を基準に、鉄筋コンクリート造の施設については、事前の調査等を基に、現行の建築基準法との適合状態を考慮して、施設の老朽化対策の内容や実施時期を検討するなどの対応も必要と考えます。また、耐震補強工事済の施設は、原則大規模改造実施済とみなすなどの調整も可能であると考えます。

## (2) 学校規模の下限の目安の見直し

老朽化施設における整備区分の下限の目安は、次のとおりとする。

### ①小学校

全ての学年が複式学級にならない児童数（50人程度）

### ②中学校

全ての学年が複数学級となる生徒数（120人程度）

〔注〕1) 下限の目安は、学校統合等を判断するためのものではない。

2) 下限の目安の算定にあたっては、特別支援学級に在籍する児童生徒数を含めた学校全体の児童生徒数を基礎数値とする。

### 【考え方】

学校では、児童生徒が集団の中で切磋琢磨することを通じ、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、そのためには「一定集団規模の確保とバランスのとれた教職員集団の配置」が望ましいとされ、法令では、標準学級数は「12～18学級」、学級編制基準は「小学校第1学年は35人、第2学年以上と中学校は40人」と規定しています。

しかし、この適正規模は本市における学校規模の現状と今後の推移・推測から大きくかけ離れ、さらに、市民の居住地が広範囲に散在するという地理的・地域的特性から見ると、実状とあわないと考えます。一方で、数だけを根拠としてこの適正規模に到達することは目指さないとしても、小規模校では教育的課題が生じやすいため、下限の目安は必要であると考えます。

下限の目安については、現在の学校施設整備計画において、「小学校は、各学年とも複式学級にならない50人程度、中学校では、1学年30人程度で全学年に複数の学級が設けられる180人程度」とされていますが、今回この下限の目安の見直しを行いました。

見直しにあたっては、教育的課題の改善や今後の児童生徒数の推移を勘案し、小学校では、「複式学級にならない規模」、中学校では、クラス替えが可能で、「複数学級編制が保てる最小限の規模」を最優先事項としながら検討を進めました。結果、特に中学校では、学級編制基準（1学級40人）を踏まえ、複数学級になる生徒数の確保の観点から120人程度の規模とした場合でも、教育上のメリットが保てると考えました。

### (3) 下限の目安に達した場合の対応

施設整備の方向性は、次のとおりとする。

下限の目安に達している又は達することが見込まれる学校の施設整備については、原則として長寿命化改修などの大規模な施設整備は実施せず、修繕等維持管理的整備を行う。

#### 【考え方】

既に下限の目安に達している学校や、今後 10 年間で下限の目安に達することが見込まれる学校においては、学校規模による教育的課題が深刻化した状態であることは否めず、教育的課題を解消するためには、積極的に地域との協議を進め、学校統合を含め採りうる方策の計画化や実践が重要であると考えます。そのような状態の学校に対して、整備後少なくとも 20 年以上は施設を維持する大規模改造等の施設整備を行うことは、限られた財政の有効活用の観点からも合理的とは言えないと考えます。

その一方で、広範な市域を持つ本市では、数だけの統廃合は、子どもへの教育環境・条件の保障の観点から必ずしも望ましいとは言えません。例えば中学校は少なくとも各地域に 1 校は存続させるなど、地域性への配慮を含め、総合的に検討する必要があると考えます。

なお、プールなどの付属施設の整備においても、老朽化施設の整備方針に則して実施すべきと考えます。

### 3 付帯意見

今回の諮問事項に対する答申は以上のとおりですが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後の整備計画策定にあたり配慮されるように望みます。

- (1) 計画期間は、現在の整備計画等を踏まえ、概ね10年間が妥当と考えます。
- (2) 施設の長寿命化改修に先立ち、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策を計画どおり実施するとともに、屋内運動場以外に吊り天井を有する施設や吊り天井を有しない屋内運動場の照明器具等落下防止対策についても早急を実施する必要があると考えます。
- (3) 大規模な施設整備を行う場合は、財政状況を勘案したうえで、空調設備やエレベーターの整備など、教育環境の質的向上につながる整備についても併せて検討する必要があると考えます。また、学校の適正規模確保の観点から、学校統合等についても検討する必要があると考えます。
- (4) 各学校には歴史と伝統があり、また、地域コミュニティや防災の拠点としての機能もあるため、整備にあたっては、保護者や住民の意見、地域の実情及び財源の確保等、総合的に勘案して行う必要があると考えます。
- (5) 豊岡市が進める小中一貫教育の動きと連携した学校施設整備となるよう努めていただきたいと考えます。

## 付 属 資 料

資料番号	内 容
1	諮問書
2	児童・生徒（小学校・中学校）総数の推移 経年別建物状況
3	豊岡市学校整備審議会委員名簿
4	審議経過
5	豊岡市学校整備審議会条例

# 諮 問 書

平成27年7月23日

豊岡市学校整備審議会

会 長 様

豊岡市教育委員会

委員長 深 田 勇

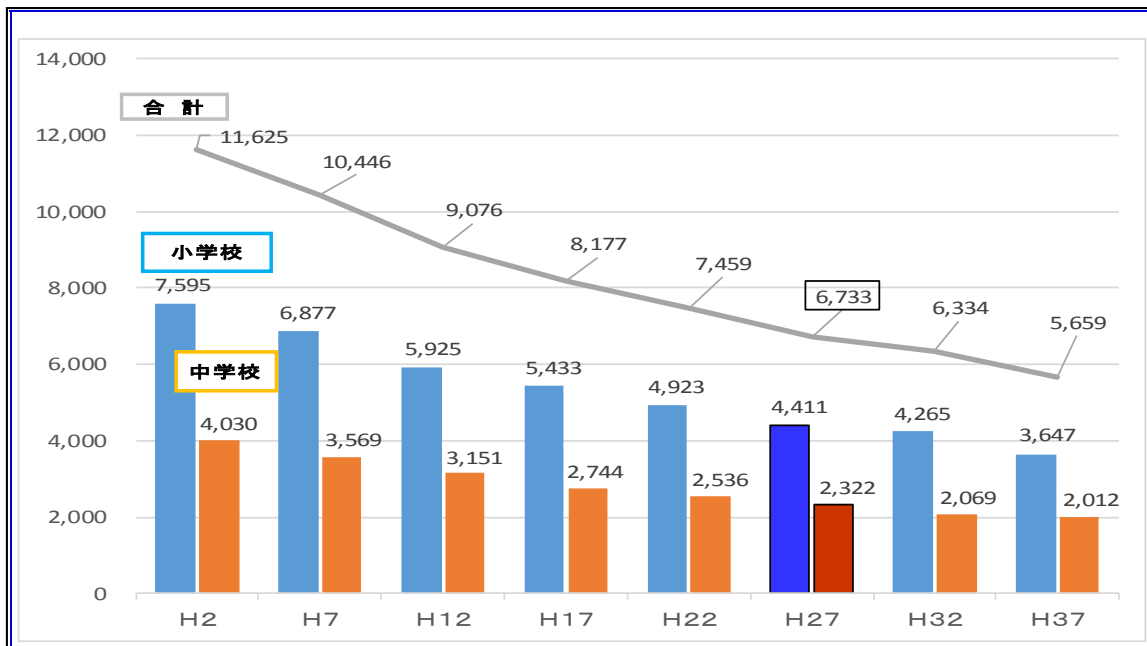
## 豊岡市立の学校施設整備のあり方について(諮問)

豊岡市学校施設整備計画の策定（見直し）にあたり、以下の項目について審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

1. 学校施設の整備方法について
  - (1) 施設の老朽化対策の内容と時期
  
2. 小規模校のあり方について
  - (1) 学校規模の下限の目安の見直し
  - (2) 下限の目安に達した場合の対応



■児童・生徒（小学校・中学校）総数の推移



※各年5月1日現在（ただし、H32、H37は予測値）

■経年別建物状況

経過年数	小学校		中学校		合計	
	棟数	面積	棟数	面積	棟数	面積
50年以上（S39以前）	5棟	4,838㎡	3棟	3,497㎡	8棟	8,335㎡
45年～49年（S40/S44）	2棟	3,439㎡	8棟	20,161㎡	10棟	23,600㎡
40年～44年（S45/S49）	6棟	11,262㎡	3棟	10,390㎡	9棟	21,652㎡
35年～39年（S50/S54）	3棟	5,508㎡	1棟	1,682㎡	4棟	7,190㎡
30年～34年（S55/S59）	13棟	20,386㎡	1棟	1,309㎡	14棟	21,695㎡
25年～29年（S60/H1）	26棟	33,276㎡	0棟	0㎡	26棟	33,276㎡
20年～24年（H2/H6）	13棟	20,658㎡	0棟	0㎡	13棟	20,658㎡
15年～19年（H7/H11）	5棟	11,125㎡	5棟	18,528㎡	10棟	29,653㎡
10年～14年（H12/H16）	3棟	5,830㎡	2棟	6,161㎡	5棟	11,991㎡
10年未満（H17以降）	1棟	347㎡	0棟	0㎡	1棟	347㎡
	77棟	116,669㎡	23棟	61,728㎡	100棟	178,397㎡

※市教育総務課施設台帳による集計（経過年数は平成27年4月を基準）

## 豊岡市学校整備審議会委員名簿

役 職	氏 名	所属等
会 長	大 野 裕 己	兵庫教育大学准教授
副 会 長	中 嶋 洋二郎	区長会連合会長
委 員	木 村 昭 美	豊岡市 PTA 連合会 (三江小)
	田 原 智瑞子	豊岡市 PTA 連合会 (三方小)
	田 中 弥代生	豊岡市 PTA 連合会 (福住小)
	中 村 寿	日高東中学校
	白 岩 紀 男	竹野南小学校
	中 島 尚 己	新田小学校
	山 下 恭 子	日高幼稚園
	上 坂 京 子	高橋認定こども園
	松 田 典 之	兵庫県建築士会豊岡支部
	小 仲 満智子	豊岡市行政改革委員

(順不同 敬称略)

## 審議経過

区分	日時・場所	審議事項等
第1回	平成27年7月23日(木) 市役所 7階 第4委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問「学校施設整備のあり方について」</li> <li>・学校規模、学校施設の現状について</li> </ul>
第2回	平成27年8月24日(月) 市民会館 3階 ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の課題と整備のあり方について</li> </ul>
第3回	平成27年10月6日(火) 市役所 3階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校のあり方について</li> </ul>
第4回	平成27年10月29日(木) 市役所 3階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模校のあり方について</li> <li>・学校施設整備のあり方について</li> </ul>
第5回	平成27年11月30日(月) 市役所 3階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設整備のあり方について</li> <li>・諮問事項に対する確認</li> </ul>
第6回	平成28年1月13日(水) 市役所 3階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)について</li> </ul>

## ○豊岡市学校整備審議会条例

平成18年3月30日

条例第32号

## (設置)

第1条 豊岡市立学校の整備計画の策定に関し必要な事項を審議するため、豊岡市学校整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

## (委員)

第3条 委員は、学識経験のある者及び関係団体の役員のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から第1条に規定する審議が終了する日までとする。

## (会長等)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (招集の特例)

2 委員の任命後最初に開かれる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

## (失効)

3 この条例は、審議会が第1条に規定する審議を終了した日限り、その効力を失う。